

生駒市規則第 3 号

生駒市自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 2 月 13 日

生駒市長 山下 真

生駒市自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市自動車駐車場条例施行規則（平成 20 年 2 月生駒市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考に次のように加える。

- 4 この表の駐車料金の額には、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定による消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）を含む。

別表第 2 備考第 3 項中「額」の次に「（消費税等相当額を含む。）」を加え、同項を同表備考第 4 項とし、同表備考第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 この表の駐車料金の額には、消費税等相当額を含む。

別表第 3 備考に次のように加える。

- 4 この表の駐車料金の額には、消費税等相当額を含む。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。